

『景観形成型屋外広告物整備地区』における整備基準の手引き



雄大な富士山を眺望できる「パノラマロード」

裾野市内において、特に良好な景観を有する次の4地区を裾野市屋外広告物条例第7条に規定する「景観形成型屋外広告物整備地区」に指定しています。

この4地区においては、規制地域の許可基準のほかに地域の特性に応じた「整備基準」が定められています。

この地区内で広告物を表示し、又は掲出する場合は、この整備基準に沿って計画してください。

裾野市

平成28年4月1日施行

【パノラマロード沿道周辺屋外広告物整備地区】

対象地：市道 4008 号線及び市道 4053 号線（通称パノラマロード）の路端から 50 メートルの等距離線の範囲内。

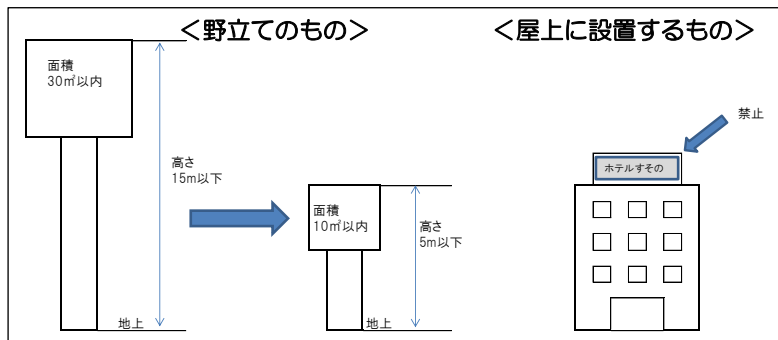
基本方針：裾野市運動公園から国道 469 号を結ぶパノラマロードは、雄大な富士山の景観や豊かな自然景観を眺めることができるとともに、沿道にはヘルシーパークや裾野市運動公園などの施設も立地しており、市民のみならず多くの観光客が利用する本市の貴重な観光道路である。近年は、市民団体による沿道へのコスモス、菜の花等の植栽も行われ、これ以外にも桜、あじさいなど花緑豊かな美しい道路が形成されており、市民の愛着も高まっている。このようなことから、パノラマロード沿道を「景観形成型屋外広告物整備地区」に指定し、この豊かな眺望景観を阻害することのない屋外広告物の誘導を図る。

整備基準：●広告塔 高さ5メートル以下、面積10平方メートル以内（一面）

●広告板 面積10平方メートル以内（全面）

●屋上広告 設置禁止

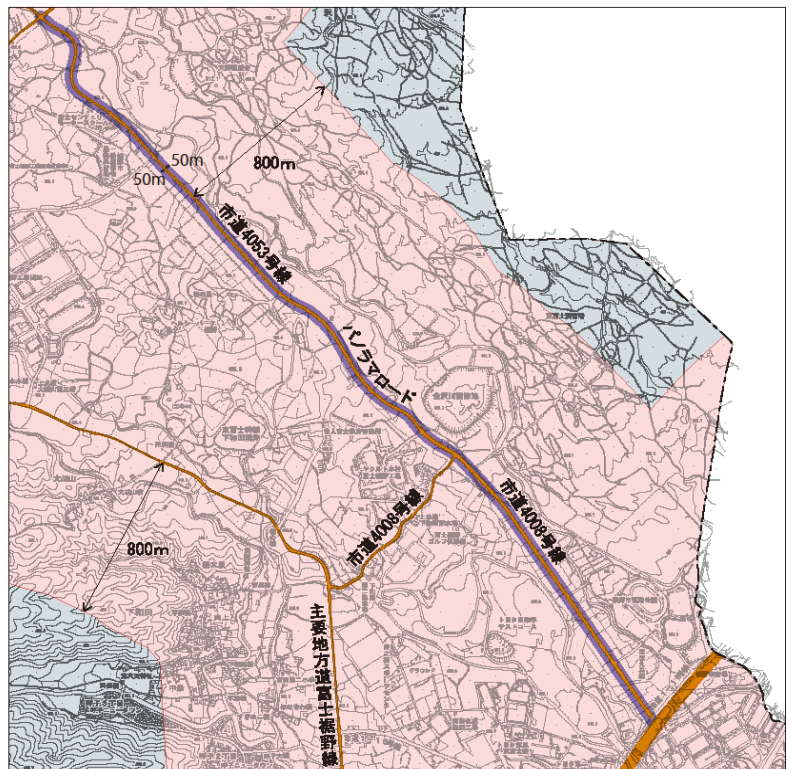
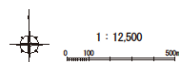
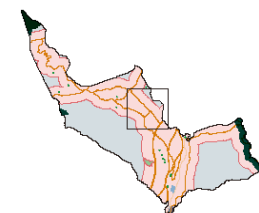
解説：この整備基準は、自家広告物に適用されるものです。案内図板等については、特別規制地域の許可基準が適用されます。別途「野立て案内図板設置の手引き」をご覧ください。



パノラマロード沿道周辺屋外広告物整備地区

【凡例】

特別規制地域 第1種	文化景観区域に指定された地域
特別規制地域 第2種	道地及び地蔵の中央が指定する区域の線路から100メートル以内の距離のうち市道が指定する区域
普通規制地域 第1種	特別規制地域の指定されていない地域
景観形成型屋外広告物整備地区	道路及び鉄道沿いに設ける景観形成の指定（路端から50m以内）



【自然公園区域屋外広告物整備地区】

対象地：自然公園法の規定により指定された国立公園（特別地域）の区域。

基本方針：富士山の裾野や芦ノ湖スカイライン沿道の国立公園（特別地域）の自然景観を維持するため、この区域を「景観形成型屋外広告物整備地区」に指定し、屋外広告物の掲出等に関する適用除外の基準及び許可基準を自然公園法の基準と同様とし、自然景観を維持する屋外広告物の誘導を図る。

整備基準：規制内容は、自然公園法の規定内容に準ずる。

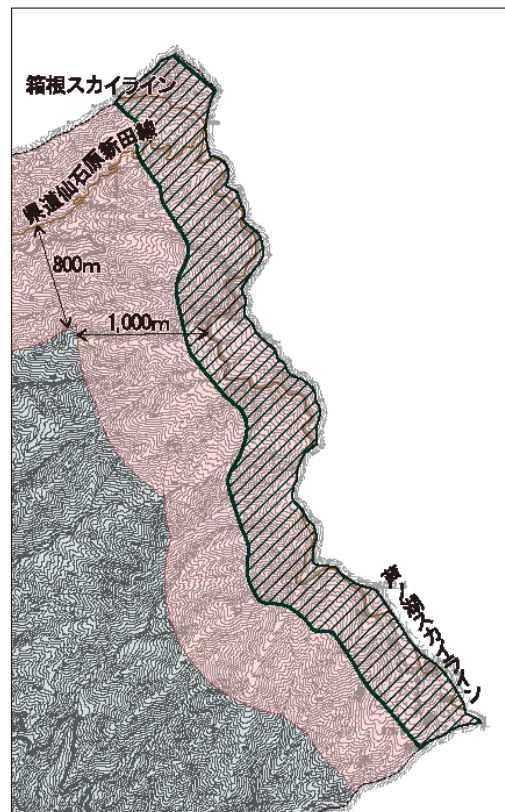
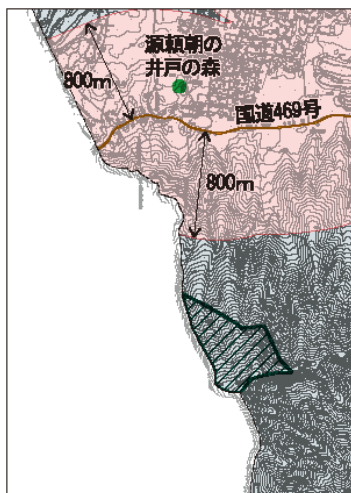
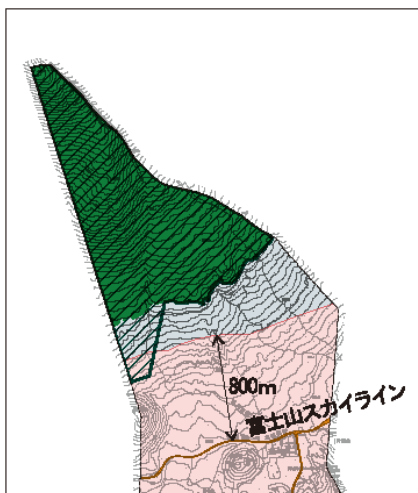
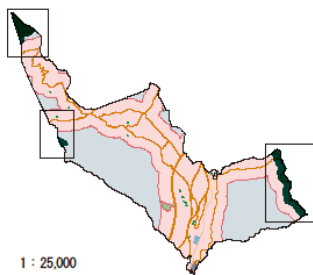
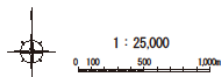
※この地区において、広告物を表示する際に自然公園法に基づく届出等が必要な場合は、屋外広告物の許可申請も必要となります。（条例第6条第2項第1項の基準を非適用）

解説：通常、第2種特別規制地域において「自家広告物」を掲出する場合、5㎡以内のものは屋外広告物の許可申請は不要です。しかし、この地区においては、自然公園法に基づき届出等が必要である屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物条例に基づく許可申請も面積に関係なく必要となります。

自然公園区域 屋外広告物整備地区

【凡例】

特別規制地域 第1種	緑色	文化財保護法に指定された地域
特別規制地域 第2種	赤色	道路第1号線道の延長が指定する区域の距離が6,000メートル以内の地域のうち市街地が指定する区域
普通規制地域 第1種	灰色	特別規制地域の指定されていない範囲
景観形成型屋外広告物整備地区	斜線	自然公園（特別地域）



【裾野駅西地区周辺屋外広告物整備地区】

対象地：裾野駅西地区計画の区域内

基本方針：地区計画の対象区域においては、将来にわたって、良好な環境が確保されたまちづくりを進めていくため、この区域を「景観形成型屋外広告物整備地区」に指定し、従前から地区計画で取り決めた屋外広告物に関する事項と屋外広告物条例の許可基準を同様とし、良好な環境を維持する屋外広告物の誘導を図る。

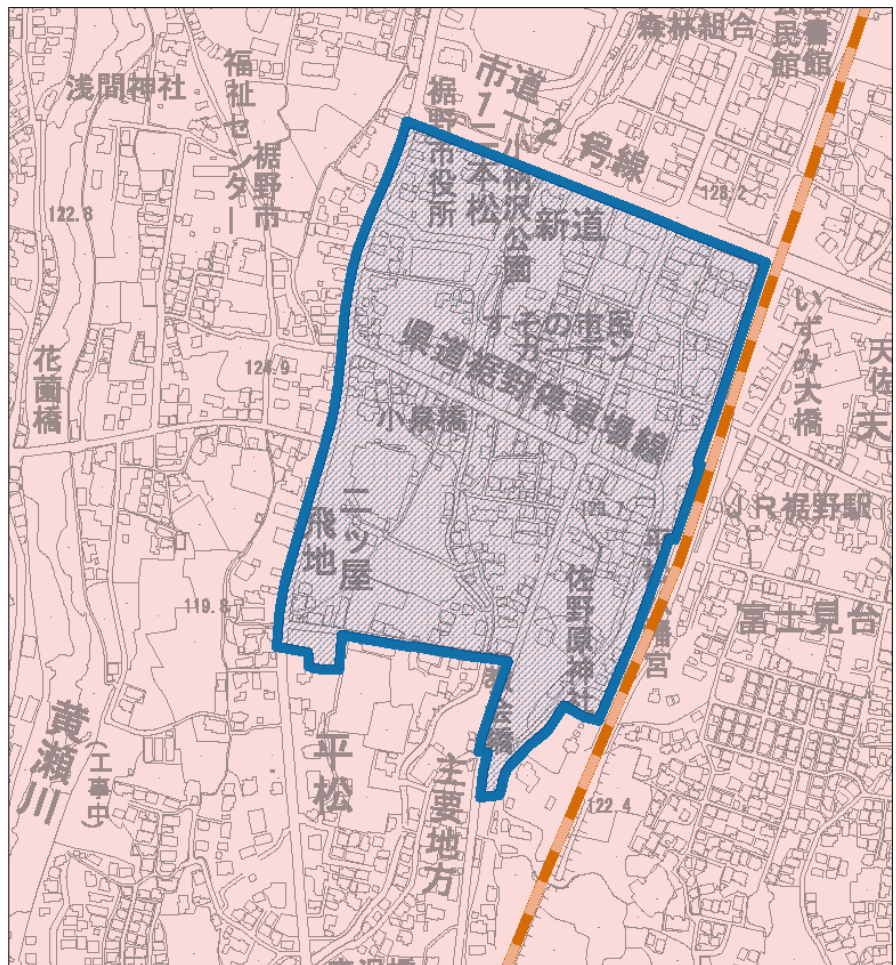
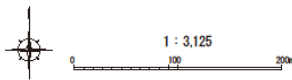
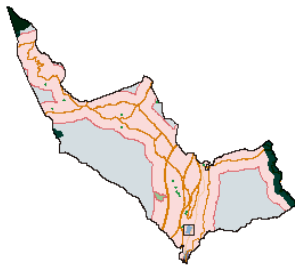
整備基準：看板及び広告物は自己の敷地において自己の施設のためのものに限る。

解 説：この地区においては、案内図板等を表示し、又は掲出することはできません。また、この整備基準以外の規制については、第2種特別規制地域の許可基準が適用されます。

裾野駅西地区周辺
屋外広告物整備地区

【凡例】

特別規制地域 第2種	道路及び鉄道等の長が所定する幅員の道路が61,000平方メートル以内の地域のうち市街地が所定する範囲
景観形成型屋外広告物整備地区	地区計画



【南部地区周辺屋外広告物整備地区】

対象地：南部地区計画の区域内

基本方針：地区計画の対象区域においては、将来にわたって、良好な環境が確保されたまちづくりを進めていくため、この区域を「景観形成型屋外広告物整備地区」に指定し、従前から地区計画で取り決めた屋外広告物に関する事項と屋外広告物条例の許可基準を同様とし、良好な環境を維持する屋外広告物の誘導を図る。

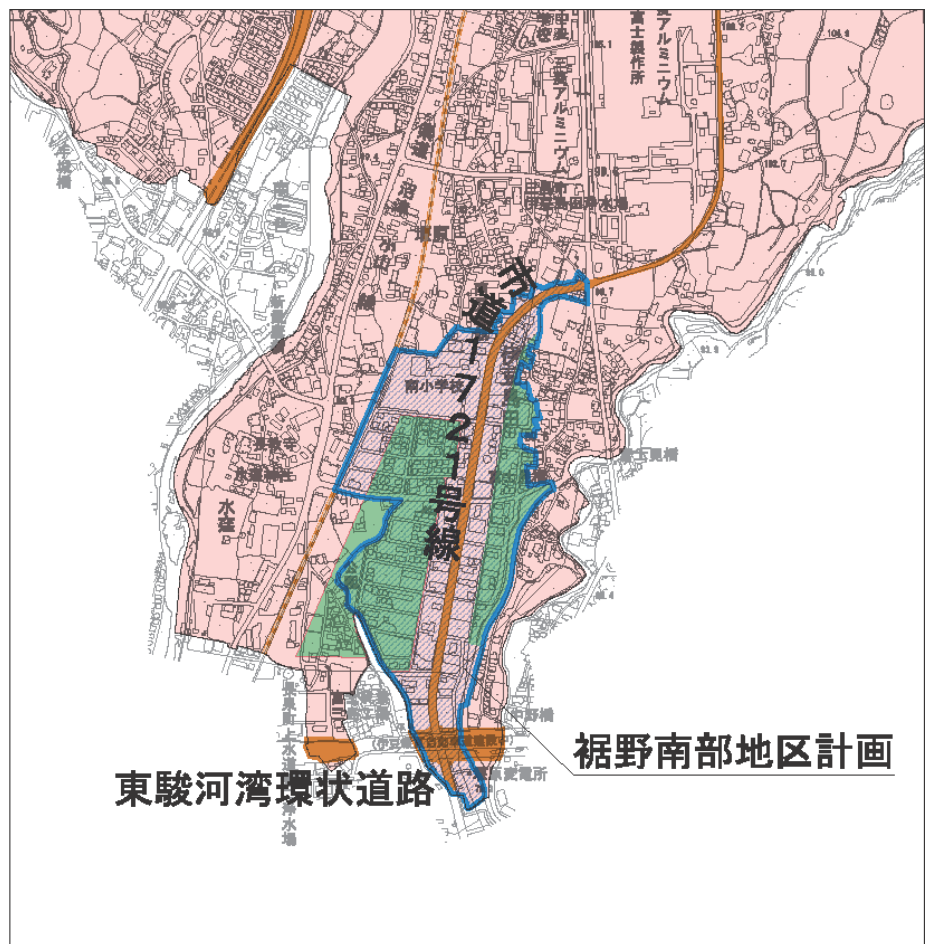
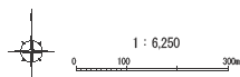
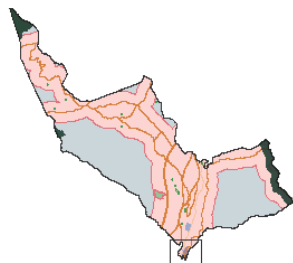
整備基準：看板及び広告物は自己の敷地において自己の施設のためのものに限る。

解 説：この地区においては、案内図板等を表示し、又は掲出することはできません。また、この整備基準以外の規制については、第1種特別規制地域又は第2種特別規制地域の許可基準が適用されます。

南部地区周辺 屋外広告物整備地区

【凡例】

特別規制地域	第1種	第1種特別規制地域 景観形成型屋外広告物整備地区
	第2種	道路及び鉄道沿線の景観形成型屋外広告物整備地区 （道路幅員が1,000m以上の地域のみ） もたれが設置する区域
景観形成型 屋外広告物整備地区		地区計画



東駿河湾環状道路 裾野南部地区計画